

定期監査結果報告書

令和元監査年度 第2回

(令和2年4月～令和2年7月執行分)

監査対象機関

知事部局所管の各課・現地機関	80 機関
・政策部 各課	5 機関
・危機管理・報道局 各課	2 機関
・総務部 各課	7 機関
・総務部 現地機関	4 機関
・地域交流部 各課	5 機関
・地域交流部 現地機関	1 機関
・文化・スポーツ交流局 各課	8 機関
・県民環境部 各課	8 機関
・県民環境部 現地機関	1 機関
・健康福祉部 各課	8 機関
・男女参画・こども局 各課	3 機関
・産業労働部 各課	6 機関
・産業労働部 現地機関	1 機関
・農林水産部 各課	10 機関
・県土整備部 各課	9 機関
・出納局 各課	2 機関
教育委員会所管の各課	5 機関
公安委員会所管の警察本部	1 機関
その他の委員会等所管の事務局	6 機関
合 計	92 機関

佐 賀 県 監 査 委 員

監 査 第 5 2 1 号
令和 2 年 8 月 28 日

佐賀県議会議長	桃 崎 峰 人 様
佐賀県知事	山 口 祥 義 様
佐賀県教育委員会教育長	落 合 裕 二 様
佐賀県公安委員会委員長	安 永 恵 子 様
佐賀県選挙管理委員会委員長	大 川 正 二 郎 様
佐賀県人事委員会委員長	中 野 哲 太 郎 様
佐賀県労働委員会会長	前 田 和 馬 様
佐賀県有明海区漁業調整委員会会長	徳 永 重 昭 様
松浦海区漁業調整委員会会長	川 寄 和 正 様

佐賀県監査委員	久 本 智 博
同	荒 木 敏 也
同	角 貞 樹
同	土 井 敏 行

定期監査（令和元監査年度 第 2 回）の結果について（提出）

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

また、同条第 10 項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資する意見を別冊のとおり提出します。

目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査実施期間	1
2	監査対象機関	1
3	監査の着眼点	1
第 2	監査の結果	3
1	監査の結果の概要	3
2	重要な指摘事項	4
3	その他指摘事項・検討を要する事項	6
4	監査対象機関ごとの監査結果	8
	知事部局所管の各課・現地機関	
	・政策部 各課	8
	・危機管理・報道局 各課	9
	・総務部 各課・現地機関	10
	・地域交流部 各課・現地機関	13
	・文化・スポーツ交流局 各課	15
	・県民環境部 各課・現地機関	17
	・健康福祉部 各課	19
	・男女参画・こども局 各課	21
	・産業労働部 各課・現地機関	22
	・農林水産部 各課	24
	・県土整備部 各課	27
	・出納局 各課	29
	教育委員会所管の各課	30
	公安委員会所管の警察本部	32
	その他の委員会等所管の事務局	32
第 3	組織及び運営の合理化に資するための意見 (地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づく意見)	別冊
	用語の解説	34

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

令和2年4月～令和2年7月執行分

2 監査対象機関

知事部局所管の各課・現地機関	80 機関
・ 政策部	7 機関
・ 総務部	11 機関
・ 地域交流部	14 機関
・ 県民環境部	9 機関
・ 健康福祉部	11 機関
・ 産業労働部	7 機関
・ 農林水産部	10 機関
・ 県土整備部	9 機関
・ 出納局	2 機関
教育委員会所管の各課	5 機関
公安委員会所管の警察本部	1 機関
その他の委員会等所管の事務局	6 機関

(組織・所管は令和2年4月1日時点)

3 監査の着眼点

令和元年度の予算執行を中心に、次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 事務事業は予算議決の趣旨に沿って、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているか
 - 目的に即応し、かつ計画的に運営管理されているか
 - 予算の執行時期及び財源確保は適正か
- (3) 経理事務は関係法令等に従い適正に処理されているか
 - 調定漏れ、調定金額の誤りはないか
 - 検査完了後の支出は遅延していないか
 - 契約書の内容は適正か
 - 工事の執行管理は適正か
 - 歳入歳出外現金（保証金等）の管理は適正か

- (4) 補助金事務は適正に処理されているか
補助事業の事前説明は適切に行われているか
補助金等の申請時の審査、実績報告時の確認は適切に行われているか
補助事業の状況確認並びに補助事業完了後の成果確認は適切に行われているか
- (5) 財産の管理・運用及び取得・処分は適切に行われているか
財産等の管理、処分の手続等は適正か
債権及び基金の管理、運用は適正か

用語の解説については、34 ページから 41 ページを参照

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

監査の結果、各機関における予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、総括的には、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項が認められたので、該当機関に対し、是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、軽易な事項については、監査の折りに現地で指導した。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数

(単位：件)

区分	予算	給与・旅費	収入	支出	契約	工事の執行	補助金	財産	その他	計
重要な指摘事項			1	3	1					5
その他指摘事項		3	20	35	11		1	1		71
検討を要する事項							2			2
合計		3	21	38	12		3	1		78

(参考)

区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数(令和元監査年度合計)

(単位：件)

区分	予算	給与・旅費	収入	支出	契約	工事の執行	補助金	財産	その他	計
重要な指摘事項			1	3	2	1				7
その他指摘事項	2	7	44	45	29	7	1	14		149
検討を要する事項						1	2			3
合計	2	7	45	48	31	9	3	14		159

注：「定期監査結果報告書 令和元監査年度 第1回(令和元年10月～令和2年2月執行分)」の区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数との合計

2 重要な指摘事項

【地域交流部】

支出事務に関し適正でないものがあった。

(さが創生推進課)

(改善を指示した所属：さが創生推進課及び出納局会計課)

支出負担行為の審査に係る会計課とのやり取りに長期間を要したことにより、支払手続きに移行できず、契約の相手方に請求書の提出を保留させていたため、令和元年8月支払予定であった前金の支払いが令和2年1月となっていた。

また、残金の支払いについても遅延していた。

委託業務名	さがすき推進事業(日めくりカレンダー作成)委託業務
当初契約年月日	令和元年5月15日
変更契約年月日	令和元年12月25日
契約期間	令和元年5月15日～令和2年1月31日
当初契約金額	8,169,249円
変更後契約金額	10,126,919円
検査年月日	令和2年1月31日
請求年月日	令和2年1月14日(前金払)、令和2年5月20日(完了払)
支払年月日	令和2年1月17日(前金払)、令和2年5月27日(完了払)
支払金額	5,500,000円(前金払)、4,626,919円(完了払)

【県民環境部】

証紙収入の報告で誤っているものがあった。

(循環型社会推進課)

証紙収入の報告において、前回監査で指摘した案件について令和元年5月分報告では正(年度更正及び減額調定)したにもかかわらず、是正した減額分と同額を誤って令和元年9月分報告で加算して報告していた。令和2年5月に誤りに気付いたが、令和元年度会計での処理ができず、年度を越えて処理を行うこととなった。

事項名	産業廃棄物処理業許可申請 (特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請)
誤処理した月	令和元年10月
報告すべき額	(正)3,654,000円 (誤)3,816,000円(減額処理した162,000円を令和元年9月徴収分に加算して報告)

【健康福祉部】

支出負担行為で遅延しているものがあった。

(障害福祉課)

契 約 名	騒音対策の費用負担に係る補償契約
契 約 金 額	5,030,630 円
支出負担行為 すべき年月日	令和元年9月17日
支出負担行為月	令和2年3月
補償工事完了 報 告 日	令和元年12月1日
請 求 年 月 日	令和2年5月21日
支 払 年 月 日	令和2年5月27日
ほか3件	
総 額	5,898,430 円

支出負担行為で遅延しているものがあった。

(医務課)

委 託 名	平成31年度原子力災害医療に係る移動式測定車管理運行 業務委託
契 約 期 間	平成31年4月8日～令和2年3月31日
契 約 金 額	1,865,002 円
支出負担行為 すべき年月日	平成31年4月8日
支出負担行為月	令和元年7月
請 求 年 月 日	令和元年7月24日(4・5・6月分)
支 払 年 月 日	令和元年8月15日

【教育庁】

契約事務に関し適正でないものがあった。

(学校教育課 人権・同和教育室)

見積合わせによる随意契約で、令和元年5月に見積決定を行ったものの、契約を締結することなく委託業務を行わせていた。

令和2年3月に当該契約に係る支払事務を進める中で、契約手続きの不備や消費税率の誤りを覚知し、大幅な事務処理の遅れを取り繕うため、当初の見積合わせをなかったことにして、再度、見積合わせを行い、令和2年1月10日付けの請書を徴し、契約を締結していた。

また、請書に収入印紙(200円)を貼付させていなかった。

委 託 名	「人権学習デジタルコンテンツ集（仮）」作成業務委託
契 約 年 月 日	（正）令和元年5月30日（当初の見積決定） （誤）令和2年1月10日（2回目の見積決定）
契 約 期 間	（正）令和元年5月30日～令和2年3月31日 （誤）令和2年1月10日～令和2年3月31日
見 積 決 定 金 額	（正）814,000円（消費税及び地方消費税 10%）（2回目） （誤）799,200円（消費税及び地方消費税 8%）（当初）
支 出 負 担 行 為 す べ き 日	令和元年5月30日
支 出 負 担 行 為 月	令和2年3月

3 その他指摘事項・検討を要する事項

- (1) 予算関係 （0件）
- (2) 給与、旅費関係 （3件）
 - 時間外勤務手当で追給を要するもの
 - 費用弁償の支出で遅延しているもの
 - ホテル利用等確認簿の作成等が適正でないもの
- (3) 収入関係 （20件）
 - 調定金額を誤っているもの
 - 調定で遅延しているもの
 - 会計年度を誤っているもの
 - 収入科目を誤っているもの
 - 領収証書の発行で適正でないもの
 - 直接収納した収納金で払込みが遅延しているもの
 - 収入未済があるもの
 - 証紙の消込時期が適正でないもの
 - 証紙収入の報告で遅延しているものや金額を誤っているもの
 - 国庫の受け入れで遅延しているもの
- (4) 支出関係 （35件）
 - 支出負担行為で遅延しているもの
 - 支払いで遅延しているもの
 - 検査完了後の支出で遅延しているもの
 - 概算払いの精算で遅延しているもの
 - 緊急用前途資金の管理で適正でないもの
 - 請求書で適正でないもの
 - 返還手続きが年度を越えて遅延しているもの
 - 過払いにより返納させているもの
 - 立替払により支出しているもの

- (5) 契約関係 (11件)
契約書等で適正でないもの
・仕様書に履行確認に関する規定がないもの
・訂正印を押印せず修正しているもの
・個人情報の管理体制等報告書を提出させていないもの
・収入印紙を貼付させていないもの
委託業務の履行確認で不十分なもの
完了検査が遅延しているもの、また不十分なもの
産業廃棄物処理を無許可の業者に委託しているもの
企画コンペ方式による随意契約締結後の事務処理で適正でないもの
- (6) 工事の執行関係 (0件)
- (7) 補助金関係 (3件)
交付要綱に消費税等の仕入れ控除額の規定がないもの
交付要綱の内容で検討を要するもの
- (8) 財産関係 (1件)
財産及び物品管理の事務手続きで適正でないもの
- (9) その他 (0件)

(注) 指摘事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

4 監査対象機関ごとの監査結果

知事部局所管の各課・現地機関

・政策部 各課

監査対象機関名	政策チーム
監査執行年月日	令和2年7月1日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	企画チーム
監査執行年月日	令和2年6月24日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	統計分析課
監査執行年月日	令和2年6月29日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	秘書課
監査執行年月日	令和2年5月27日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	広報広聴課
監査執行年月日	令和2年7月14日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 証紙収入の報告で誤っているものがあった。 支出負担行為で遅延しているものがあった。

・危機管理・報道局 各課

監査対象機関名	危機管理防災課(消防保安室)(防災航空センター準備室)
監査執行年月日	令和2年7月17日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 仕様書で履行確認に関する規定がないものがあった。

監査対象機関名	報道課
監査執行年月日	令和2年7月1日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・総務部 各課・現地機関

監査対象機関名	法務私学課（私立中高・専修学校支援室）
監査執行年月日	令和 2 年 7 月 17 日
監査執行者	監査委員 久本智博 土井敏行
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	人事課（行政経営室）
監査執行年月日	令和 2 年 7 月 14 日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 領収証書の発行事務で適正でないものがあった。 契約書等の内容で適正でないものがあった。

監査対象機関名	財政課
監査執行年月日	令和 2 年 7 月 16 日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	税政課
監査執行年月日	令和 2 年 7 月 15 日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	市町支援課
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 9 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 請求書で適正でないものがあった。

監査対象機関名	資産活用課
監査執行年月日	令和2年7月10日
監査執行者	監査委員 荒木敏也 土井敏行
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>直接収納した雑入の出納員への引継ぎで遅延しているものがあった。</p> <p>使用料の返還手続きで遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	情報課（情報化推進室）
監査執行年月日	令和2年7月9日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>検査完了後の支出で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	公文書館
監査執行年月日	令和2年7月17日
監査執行者	監査委員 久本智博 土井敏行
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	佐賀県税事務所
監査執行年月日	令和2年5月19日・令和2年5月20日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>自動車税の減免承認に伴う減額調定で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津県税事務所
監査執行年月日	令和2年7月6日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	武雄県税事務所
監査執行年月日	令和2年5月18日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・地域交流部 各課・現地機関

監査対象機関名	さが創生推進課（移住支援室）
監査執行年月日	令和2年6月26日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為の審査に係る会計課とのやり取りに長期間を要したことにより、支払手続きに移行できず、前金及び残金の支払いが遅延しているものがあった。</p> <p>（改善を指示した所属：さが創生推進課及び出納局会計課）</p>

監査対象機関名	国際課
監査執行年月日	令和2年6月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	空港課
監査執行年月日	令和2年7月7日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>時間外勤務手当で追給を要するものがあった。</p> <p>費用弁償の支出で遅延しているものがあった。</p> <p>ホテル利用等確認簿の作成等が適正でないものがあった。</p> <p>収入の年度区分を誤っているものがあった。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>請求書に代表者印がないものがあった。</p> <p>（改善を指示した所属：空港課及び出納局会計課）</p> <p>補助金交付要綱で消費税及び地方消費税相当額の取扱いに関する規定がないものがあった。</p>

監査対象機関名	交通政策課
監査執行年月日	令和 2 年 7 月 16 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 土井 敏行
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	港湾課
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 17 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	国際交流プラザ
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 18 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・文化・スポーツ交流局 各課

監査対象機関名	SAGA スポーツピラミッド推進グループ
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 23 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏 也 土井 敏 行
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	文化課（文化財保護室）
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 10 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏 也 土井 敏 行
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 請求書で適正でないものがあった。

監査対象機関名	スポーツ課（競技力向上推進室）
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 23 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏 也 土井 敏 行
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 緊急用前渡資金の現金出納簿を作成していなかった。

監査対象機関名	SAGA サンライズパーク整備推進課
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 26 日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 調定で遅延しているものがあった。 委託業務の履行確認で額の確定をしていないものがあった。

監査対象機関名	SAGA2023 総務企画課
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 24 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	SAGA2023 競技式典課
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 24 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	SAGA2023 施設調整課
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 24 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	観光課
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 23 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 検査完了後の支出で遅延しているものがあった。

・県民環境部 各課・現地機関

監査対象機関名	県民協働課
監査執行年月日	令和2年6月9日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	まなび課
監査執行年月日	令和2年7月2日
監査執行者	監査委員 荒木敏也 土井敏行
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 支出負担行為で遅延しているものがあった。 産業廃棄物の処分が無許可の業者に委託しているものがあった。

監査対象機関名	人権・同和対策課
監査執行年月日	令和2年6月29日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 検査完了後の支出で遅延しているものがあった。 完了報告書を提出させておらず、完了検査も行っていないものがあった。

監査対象機関名	くらしの安全安心課（交通事故防止特別対策室）
監査執行年月日	令和2年6月3日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	環境課
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 29 日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>委託業務仕様書に定める発送報告書を提出させていないものがあった。</p>

監査対象機関名	原子力安全対策課
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 19 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	有明海再生・自然環境課
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 1 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	循環型社会推進課
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 19 日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>証紙収入の報告で誤っているものがあった。</p>

監査対象機関名	消費生活センター
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 3 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

・健康福祉部 各課

監査対象機関名	福祉課
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 30 日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>委託業務の完了検査で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	長寿社会課
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 17 日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>請求書で適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	障害福祉課（就労支援室）
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 29 日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。（社会福祉費負担金 ほか）</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	医務課（医療人材政策室）
監査執行年月日	令和 2 年 7 月 20 日
監査執行者	監査委員 荒木敏也 土井敏行
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	国民健康保険課
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 11 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 収入科目を誤って調定しているものがあった。

監査対象機関名	健康増進課 (がん撲滅特別対策室)
監査執行年月日	令和 2 年 7 月 20 日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 国庫負担金の受入れで遅延しているものがあった。

監査対象機関名	業務課
監査執行年月日	令和 2 年 7 月 7 日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	生活衛生課
監査執行年月日	令和 2 年 7 月 1 日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・男女参画・こども局 各課

監査対象機関名	男女参画・女性の活躍推進課
監査執行年月日	令和2年6月5日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	こども未来課
監査執行年月日	令和2年6月18日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 証紙収入の報告で誤っているものがあった。 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	こども家庭課
監査執行年月日	令和2年6月23日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 収入未済があった。(児童扶養手当返納金) 支出負担行為で遅延しているものがあった。 措置費の過払いにより返納させているものがあった。

・産業労働部 各課・現地機関

監査対象機関名	産業政策課（DX・スタートアップ推進室）
監査執行年月日	令和2年7月3日
監査執行者	監査委員 角貞樹 土井敏行
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	ものづくり産業課（コスメティック構想推進室）
監査執行年月日	令和2年6月4日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	新エネルギー産業課
監査執行年月日	令和2年6月22日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 行政財産使用料の調定で金額を誤っているものがあった。 行政財産使用料の調定で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	企業立地課
監査執行年月日	令和2年7月7日
監査執行者	監査委員 荒木敏也 土井敏行
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 県が直接徴収すべき参加企業からの参加負担金を受託業者に徴収させ、当該参加負担金を事業経費から差し引いた額で契約を締結しているものがあった。 企画コンペ方式による随意契約締結後、県のホームページに必要事項を公表していないものがあった。

監査対象機関名	産業人材課
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 16 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	流通・貿易課
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 18 日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	東部工業用水道管理事務所
監査執行年月日	令和 2 年 5 月 26 日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・農林水産部 各課

監査対象機関名	農政企画課
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 26 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	生産者支援課
監査執行年月日	令和 2 年 7 月 1 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	農産課
監査執行年月日	令和 2 年 7 月 15 日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	園芸課
監査執行年月日	令和 2 年 7 月 16 日
監査執行者	監査委員 久本 智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	畜産課
監査執行年月日	令和 2 年 7 月 13 日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	農山漁村課
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 23 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>意見交換会の参加費で立替払により支出しているものがあった。</p>

監査対象機関名	農地整備課
監査執行年月日	令和 2 年 7 月 17 日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>検査完了後の支出で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	林業課
監査執行年月日	令和 2 年 7 月 1 日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>証紙に消印を押印していないものがあった。</p> <p>請求書で適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	森林整備課
監査執行年月日	令和 2 年 7 月 10 日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>国庫支出金の調定で繰越区分を誤っているものがあった。</p> <p>補助金交付要綱で検討を要するものがあった。</p> <p>(検討を指示した所属：財政課)</p>

監査対象機関名	水産課
監査執行年月日	令和2年6月19日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・ 県土整備部 各課

監査対象機関名	県土企画課
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 29 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	建設・技術課
監査執行年月日	令和 2 年 5 月 29 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	入札・検査センター
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 23 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	道路課
監査執行年月日	令和 2 年 7 月 3 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 土井 敏行
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 支出負担行為で遅延しているものがあった。

監査対象機関名	土地対策課
監査執行年月日	令和 2 年 7 月 7 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	都市計画課
監査執行年月日	令和2年6月30日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	下水道課
監査執行年月日	令和2年7月2日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>50万円を超える随意契約で請書を提出させていないもの、見積書の記載内容で適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	建築住宅課（施設整備室）
監査執行年月日	令和2年7月8日
監査執行者	監査委員 久本智博 土井敏行
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。（住宅使用料）</p> <p>支出負担行為の審査に係る会計課とのやり取りに長期間を要したことにより、支払手続きに移行できず、検査完了後の支出が遅延しているものがあった。</p> <p>（改善を指示した所属：建築住宅課及び出納局会計課）</p>

監査対象機関名	河川砂防課（城原川ダム等対策室）
監査執行年月日	令和2年7月10日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>補助金交付要綱で検討を要するものがあった。</p> <p>（検討を指示した所属：財政課）</p>

・ 出納局 各課

監査対象機関名	会計課
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 26 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	総務事務センター
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 29 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

教育委員会所管の各課

監査対象機関名	教育総務課
監査執行年月日	令和 2 年 7 月 16 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏 也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(佐賀県育英資金貸付金 ほか)</p> <p>個人情報を取り扱う委託契約で「個人情報の管理体制等報告書」を提出させていないものがあった。</p>

監査対象機関名	教育振興課(特別支援教育室)
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 23 日
監査執行者	監査委員 久本 智 博
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	教職員課
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 17 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏 也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入の年度区分を誤っているものがあった。</p>

監査対象機関名	学校教育課(生徒支援室)(人権・同和教育室)
監査執行年月日	令和 2 年 7 月 9 日
監査執行者	監査委員 荒木 敏 也 土井 敏 行
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>見積合わせによる随意契約で、当初の見積決定後、契約を締結せずに委託業務を行わせていたにもかかわらず、業務完了後に契約手続きの不備等を覚知したため、再度見積合わせを行い、本来の契約日より 7 か月以上遅い日付の請書を徴しているものがあった。また、請書に収入印紙を貼付させていなかった。</p>

監査対象機関名	保健体育課
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 12 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(弁償金)</p>

公安委員会所管の警察本部

監査対象機関名	警察本部
監査執行年月日	令和 2 年 7 月 20 日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(弁償金 ほか)</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>電気料の支払いが遅延し延滞金を支払っているものがあった。</p> <p>検査完了後の支出で遅延しているものがあった。</p> <p>返納物品で財務経営システムへの入力に漏れているものがあった。</p>

その他の委員会等所管の事務局

監査対象機関名	議会事務局
監査執行年月日	令和 2 年 7 月 9 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>返納を伴う費用弁償の精算で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	選挙管理委員会事務局
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 9 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	人事委員会事務局
監査執行年月日	令和 2 年 6 月 25 日 (書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	労働委員会事務局
監査執行年月日	令和2年6月25日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	海区漁業調整委員会事務局
監査執行年月日	令和2年6月19日
監査執行者	監査委員 久本智博
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	監査委員事務局
監査執行年月日	令和2年6月25日(書面による監査)
監査執行者	監査委員 久本智博 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

用語の解説

用 語	説 明
定期監査	<p>地方自治法 第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。</p> <p>2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあっては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあっては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 監査委員は、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。</p>
監査結果の報告	<p>地方自治法 第 199 条</p> <p>9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>10 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。</p>
調 定	<p>調定とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長が、その歳入の内容を調査して、収入金額を決定する行為をいいます。</p>

	<p>地方自治法 第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。</p> <p>佐賀県財務規則 第 42 条 収支等命令者は、諸収入金を収入しようとするときは、次に掲げるところにより区分し、調定(受入)決議書により徴収の決定(以下「調定」という。)を行わなければならない。</p> <p>(1) 次号及び第 3 号に掲げる収入金以外の収入金の調定(以下「一般調定」という。)</p> <p>(2) 令第 154 条第 2 項に規定する納入の通知を必要としない収入金及び同条第 3 項ただし書に規定する納入通知書によりがたい収入金の調定(以下「払込調定」という。)</p> <p>(3) 公金振替による収入金の調定(以下「公金振替調定」という。)</p>
<p>領 収 証 書</p>	<p>領収証書とは、納入義務者から諸収入金を収納したときに、収納の証明として納入義務者に対して交付する書類をいいます。</p> <p>佐賀県財務規則 第 47 条 会計管理者、出納員又は経理員は、納入通知書等又は返納通知書等によらない諸収入金(マルチペイメントネットワーク及びキャッシュレス決済によるものを除く。)を収納したときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。 (略)</p> <p>3 第 1 項の場合において、出納員(委任出納員である者を除く。以下この項において同じ。)又は経理員が収納したときは、直ちに、当該諸収入金を会計管理者又は委任出納員に引き継ぎ、第 1 項の規定により交付した領収証書の原符又は収納金額を確認することができる書面に現金領収日付印を受けなければならない。</p>
<p>支 出 負 担 行 為</p>	<p>支出負担行為とは、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為です。すなわち普通地方公共団体が、支払いの義務を負う予算の執行の第 1 段階の行為をいうもので、次のような決定行為等が含まれています。</p>

	<p>工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような債務を負担する行為 補助金の交付の決定行為 普通地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出の決定行為 給与その他の給付の支出の決定行為</p> <p>地方自治法 第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。</p>
<p>資 金 前 渡</p>	<p>資金前渡とは、前渡を受けた資金を保管し、自己の名と責任において正当債権者に支払いをすることをいいます。</p> <p>地方自治法施行令 第 161 条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。</p> <p>17 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの</p> <p>佐賀県財務規則 第 70 条 令第 161 条第 1 項第 17 号の規則で定める経費は、次に掲げるものとする。 (14) 会議、講習会その他これらに類する会合において即時支払を必要とする経費</p>
<p>緊急用前渡資金</p>	<p>佐賀県財務規則取扱要領 第 70 条関係 資金前渡 5 緊急用前渡資金の取扱い (1) 規則第 70 条第 2 項第 3 号に基づく緊急時の支払に備えて常時保有しておく資金（以下、「緊急用前渡資金」という。）は、突発的な出張用務の際の駐車料金等、通常の支払では対応できない場合に備えて資金前渡するものであり、緊急支払等、他の支払方法により対応できるものについては、他の方法によるべきものであること。特に、緊急用前渡資金があることを前提に、事前の事務処理を</p>

	<p>怠るなどということがないよう注意すること。</p> <p>(2) 緊急用前渡資金の対象は、次に掲げる経費に限定されていることに注意すること。</p> <p>ア 通行料、駐車料、渡船料及び入場料</p> <p>イ 会議、講習会その他これらに類する会合において即時支払を必要とする経費</p> <p>ウ 即時現金支払いをしなければ契約し難い物品購入、運搬、借上げ、役務の提供、会食、物品の修理及び物品の処分に要する経費</p> <p>エ 自動口座振替の方法により支払う経費(共通費管理システムによる公共料金等支出事務の処理に関する規則(平成19年佐賀県規則第6号)第2条に規定する共通費管理システムにより支出事務を処理する公共料金等に限る)</p> <p>(3) 緊急用前渡資金の交付は経費の費目ごとに、3か月を超えない範囲で使用が見込まれる金額で、全体で3万円を上限とする。ただし、特別の事情により、会計管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 緊急用前渡資金を前渡される者は、各所属の給与等の資金を前渡される者と同じの者とし、「共通経費等」用の預金口座において管理することを原則とするが、常時即時に支払う必要が認められる場合は手許保管することができるものであること。なお、資金の出納を現金出納簿に記帳し、他の職員へ交付する際は、現金出納簿の備考欄に交付を受けた者の氏名と受領印を徴しておくこと。この場合、現金出納簿を電子計算機その他の機器を用いて作成したときは、領収書を徴し、現金出納簿と共に毎月編さんすること。</p> <p>(以下、略)</p>
<p>随 意 契 約</p>	<p>随意契約とは、入札やせりのような競争によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選定して締結する契約方法をいい、次の要件に該当する場合に限られています。</p> <p>地方自治法施行令 第167条の2</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格が規則で定める額を超えないものをするとき その性質又は目的が競争入札に適しない契約を締結するとき</p>

	<p>社会福祉施設等からの物品の買入等をするとき 認定業者開発の新製品の買入れもしくは借り入れ、または新役務の提供を受けるとき 緊急の必要により競争入札に付することができないとき 競争入札に付することが不利と認められるとき 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき 落札者が契約を締結しないとき</p>
<p>請書</p>	<p>請書とは、財務規則第 114 条で規定する契約書の作成を省略する場合において、発注者が発注した内容を受注者が受注したことを証明する書類のことをいいます。発注者が請書を受領した時点で契約が成立します。</p> <p>佐賀県財務規則 第 114 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。この場合において、第 1 号に該当するものについては、契約に必要な事項を記載した請書を提出させなければならない。ただし、軽易なものについては、見積書をこれに代えることができる。</p> <p>(1) 契約金額が 100 万円を超えない指名競争契約、随意契約又は物品売払いの契約を行うとき。 (2) 競り売りに付して契約を行うとき。 (3) 物品売払いの場合において、買受人が代金を即納して当該物品を引き取るとき。</p>
<p>仕様書</p>	<p>仕様書とは、工事や業務委託等の契約を締結する際に添付する設計図書の一部で、契約書の内容を補完するものです。</p> <p>仕様書には、共通仕様書とそれを補足する特記仕様書があります。</p> <p>例えば、工事における共通仕様書には、作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成されています。</p>

	<p>また、特記仕様書では、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を求めています。</p>
財務経営システム	<p>財務経営システムとは、業務効率化と予算執行管理の強化を図ることを目的とした、予算編成から歳入執行、歳出執行、決算管理、決算統計までの統一的な管理及び、備品、公有財産、固定資産管理を行うシステムで、平成 24 年度予算から運用されています。</p>
財産台帳	<p>財産台帳とは、県が保有する土地建物等の公有財産を管理する帳簿のことで、財務経営システムにより管理しています。</p> <p>佐賀県公有財産規則</p> <p>第 34 条 財産管理者は、次の各号に掲げる財産について、それぞれ当該各号に掲げる様式により財産台帳及び履歴台帳を備え、常に財産の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(1)土地 別記様式第 23 号の 1 及び様式第 23 号の 2 (2)建物 別記様式第 23 号の 3 及び様式第 23 号の 4 (3)工作物 別記様式第 23 号の 5 及び様式第 23 号の 6 (4)立木 別記様式第 23 号の 7 及び様式第 23 号の 8 (5)船舶及び航空機 別記様式第 23 号の 9 及び様式第 23 号の 10 (6)用益物権 別記様式第 23 号の 11 及び様式第 23 号の 12 (7)無体財産権 別記様式第 23 号の 13 及び様式第 23 号の 14 (8)有価証券その他 別記様式第 23 号の 15 及び様式第 23 号の 16</p>
会計管理者	<p>会計管理者とは、知事から命じられて、現金や有価証券、物品等の出納や保管などを行う者をいいます。</p> <p>地方自治法</p> <p>第 168 条 普通地方公共団体に会計管理者一人を置く。</p> <p>第 170 条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。</p> <p>2 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとお</p>

	<p>りである。</p> <p>(1) 現金の出納及び保管を行うこと。</p> <p>(2) 小切手を振り出すこと。</p> <p>(3) 有価証券の出納及び保管を行うこと。</p> <p>(4) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く）を行うこと。</p> <p>(5) 現金及び財産の記録管理を行うこと。</p> <p>(6) 支出負担行為に関する確認を行うこと。</p> <p>(7) 決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること。</p>
収 支 等 命 令 者	<p>収支等命令者とは、知事及び知事の委任を受けて、収入金の徴収、支出負担行為、収入及び支出の命令、歳入歳出外現金の出納通知などを行う者をいいます。（主に所属長）</p> <p>佐賀県財務規則 第 2 条</p> <p>(9) 知事及び知事の委任を受けて収支等の全部又は一部を行う者をいう。</p>
経 理 員	<p>経理員とは、会計管理者又は出納員の命を受けて、現金や物品の出納など会計管理者又は出納員の事務を補助執行する職員をいいます。</p> <p>佐賀県財務規則 第 9 条 会計管理者の事務を補助させるため、出納員及び経理員を置く。</p> <p>第 14 条 本庁等の各課及びかいにおいては、特に任命する者のほか、次に掲げる者は、経理員に任命されたものとする。この場合において、知事の補助機関である職員以外の職員で、経理員に任命された者は、知事の補助機関である職員に併任されたものとする。</p> <p>(1) 庶務に従事する職員 (2) 出納局の職員 (3) 生産品の販売を担当する職員</p>
か い	<p>現地機関のうち、出納その他の会計事務をつかさど</p>

ることのできる機関として指定されたものをいいます。

佐賀県財務規則

第2条

(7) 本庁等以外に設けられた行政機関、公の施設等（以下「現地機関等」という。）のうち、知事が公示して指定するものをいう。

(注) 関係条文を一部抜粋

令和元監査年度

定期監査結果報告添付意見

〔 支払事務の適正化について 〕

佐賀県監査委員

(定期監査結果報告添付意見)

組織及び運営の合理化に資するための意見

この意見書は、地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、令和元年 10 月から令和 2 年 7 月までの間に執行した定期監査において気付いた組織及び運営の合理化に資するための意見を述べたものであり、今後の行政運営に当たり留意され、改善措置について検討されたい。

支払事務の適正化について

会計課では、会計審査に関する要綱を定め、適正かつ迅速な事務処理に努められているところであるが、令和元監査年度の監査において、支出負担行為の審査に長期間を要したことにより、支払手続きに移行できず、契約の相手方に請求書の提出を保留させていたため、支払が遅延していた事案が発生している。

なお、会計課には、平成 30 監査年度に、変更支出負担行為の審査に長期間を要したことにより、工事請負費の支払が遅延し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく遅延利息を支払う事案が発生したため、令和元年 8 月に、かかる事案が今後生じないよう審査事務の改善を求めていたところであり、会計課からは、支払期限が迫っている案件では、契約金額や支払条件に直接影響のない事項については事後調整を行い、支出を優先させるなどの取組を徹底し、一層の審査の迅速化に努めていくとの回答を得ていたにもかかわらず、前監査年度と同様の事案が発生している。

支払遅延は、相手方に対して著しい不利益を与えるものであり、場合によっては、遅延利息が発生し、県に損害を与えるとともに、その経緯や態様等によっては、懲戒処分の対象にもなりうるものであることから、期限内の支払を遵守するよう厳に留意すべきである。

今後、こうした庁内の事務処理の遅れを理由とする支払遅延を生じさせないため、会計審査に係る標準処理期間を設けたり、会計課及び担当課が支払期限を共有できる機能を財務経営システムに追加するなど、審査事務の見直しや改善に一層取り組まれない。

また、相手方から提出される請求書について、日付が空欄のものを受領し、担当課の職員が任意の日付を手書き等で記入し、処理しているものが多数みられた。財務経営システムに保存されている令和2年4月支払に係る請求書（令和元年度分、委託料及び工事請負費）では、全体の72.2%（1,102件中796件）で日付が印字されておらず、さらに、このうち62.1%（796件中494件）は受付日付印も押されていなかった。

日付が空欄の請求書を受領することが慣例的に行われているが、請求書に日付が記載されていない場合、相手方が支払請求をした日が不明確となり、支払期限が定まらないことになる。また、職員が実際の請求日又は請求書を受領日より後の日付を記入した場合には、支払遅延を回避した行為と受け取られかねず、県政に対する信頼を失わせるおそれがある。

このため、支払事務の適正化を図る観点から、請求書には請求年月日を必ず記載して提出するよう県のホームページ等で周知を図ったうえで、請求書を受領する際は、

- ・ 佐賀県文書規程に基づき、適正に受付日付印を押印すること

- ・ 日付が記載された適正な請求書であることを確認すること
 - ・ 日付が記載されていない場合は、職員が記入するのではなく、相手方に日付の記入を求めること
- など、統一的な取扱いを定め、職員への指導の徹底を図りたい。

